

くらしのヒント

<発行> 越谷市市民協働部くらし安心課 TEL: 048-963-9156 FAX: 048-965-7809
<編集> 越谷市立消費生活センター運営委員会・広報部 【第 155 号 2025年3月発行】



「無料点検」だけでは終わらなかった！ 不安をあおり、 新しい給湯器を購入させる手口に注意

事例

- ①「給湯器の点検に明日伺います」と見知らぬ業者A社から電話があった。使用中のガス給湯器は、ガス供給業者B社が販売・設置したものだだったので、B社に問い合わせたところ、A社に点検を依頼していないとのことだった。
- ②突然「給湯器の点検をする」と自宅に業者が来た。契約中のガス供給業者ではなかった。点検後、業者から給湯器が古く交換時期だと説明され、給湯器の交換工事の契約をしたが、家族に高額だと言われて工事を止めたくなった。

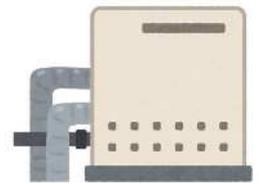
解説

電話や突然の訪問で「給湯器を無料で点検する」と誘い、「古い製品を使い続けると火災が起きる」などと不安をあおり、新しい給湯器の購入や設置工事の契約を迫る業者にご注意ください。ガス給湯器の他にも電気温水器、屋根、分電盤、床下(シロアリ)等の無料点検をきっかけとする事例もあります。

ガス小売事業者には4年に1度以上、無料の「ガス設備定期保安点検」を行う義務がありますが、消費者には契約中の事業者(もしくは委託された事業者)から事前に訪問予定日時等を記載した案内チラシが配布されます。また、この法定点検では給湯器だけではなく、ガスコンロなどの他の設備も点検します。

アドバイス

- 1 突然の電話や訪問で給湯器などの無料点検を持ちかけられても、安易に点検を受けないようにしましょう。
- 2 寒くなる前に、まずは自分で給湯器の状態を確認してみましょう。
「確認のポイント」
 - ①給湯器の外装に錆や変形などの異変はないか。
 - ②機器から水漏れはしていないか。
 - ③異臭や異音はしないか。いずれかに該当する場合は使用を中止し、販売店やメーカーに連絡しましょう(保証期間後の点検や修理は有料です)。また、給湯器は長期間の使用により重大な事故が起こる可能性があるため、国や業界団体では10年を目安に、販売店やメーカーによる点検(有料)・交換を推奨しています。
- 3 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へおかけください。



※ この内容は、埼玉県「くらしの110番」トラブル情報から引用しています。

令和6年度高齢者見守り講座を開催しました！

テーマ『落語で笑って撃退！詐欺&悪質商法』

令和6年8月30日(金)に、落語家の夢見亭わっぱさんをお招きし、令和6年度高齢者見守り講座『落語で笑って撃退！詐欺&悪質商法』を開催しました。当日はあいにくの雨となりましたが、幸いにも危惧していた台風の直撃は免れ、無事に開催することができました。

講師の夢見亭わっぱさんは、消費者啓発落語人として、テンポの良い語り口と絶妙な間合いでファンを魅了し、全国で年間100本程度の出前落語を行っています。

当日は会場内が夢見亭わっぱさんの作る世界に包まれ、明るい雰囲気の中、フィッシング詐欺や点検商法、インターネットを介したトラブルなど詐欺や悪質商法の怖さについて、途中でダジャレや事例を交えながらの楽しい講演となりました。他にも、観客も参加した消費生活に関する〇×クイズをしたり、ハーモニカの演奏をしたりなどなど、会場全員が楽しめる内容で講演が行われ、あっという間の90分間となりました。

詐欺や悪質商法という怖い話をあえて明るい落語の中に落とし込み、その手口や有効な対策方法について、面白おかしく演じることで、参加していた会場のお客さんも抵抗なくすんなりと学ぶことができる講演になったように感じました。



還付金詐欺に注意！！

公的機関の職員等が
還付金の受け取りのために
ATMに案内することはありません！

少しでも怪しいと思ったら**警察**や**市役所**に電話しましょう

【問合せ】 越谷警察署 ☎048-964-0110
越谷市くらし安心課 ☎048-963-9156



「暮らしのレスキューサービス」での高額請求に注意！！

水漏れやトイレの修理、解錠、害虫・害獣の駆除、エアコンの修理など、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」で、インターネットの広告や投函チラシにある「見積もり無料」「修理代（駆除代）数百円から」の文言を見て依頼したところ、来訪した業者に現場で高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。

【事例1】トイレの水が流れなくなり、ネットで「水回り修理480円から」という広告を見て依頼したところ、「詰まりが解消しない」と次々と高額な作業を提案・追加され、最終的に修理代として25万円請求された。広告とかけ離れていて、納得できない。

【事例2】自宅の鍵を失くし「鍵の修理980円から」というネット広告を見て解錠を依頼したところ、これは特殊な鍵なのでと3万円請求された。何が特殊なのかの説明もなく、納得できない。

【アドバイス】

- ①まずは慌てず対処しましょう。トイレ詰まりは市販のラバーカップを試す、水漏れの応急処置に止水栓を閉めるなど、自分でできることもあります。また、普段から急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を集めておく、非常用の簡易トイレなどを準備しておくことも大切です。
- ②現場の状況次第では、広告の表示や電話での説明のとおりの料金になるとは限らず、修理や追加費用が必要な場合もあります。広告の安価な料金をうのみにせず、作業内容と費用を確認しましょう。
- ③作業に来た業者から現場で不安をあおられ契約を迫られる、次々と高額な作業を提案されるなどした場合は、作業を断りましょう。
- ④自宅への訪問を依頼した場合であっても、見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した、広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なるなどの場合は、クーリング・オフが適用できる可能性があります。

若者向け注意喚起 SNSを通じた副業などの「もうけ話」にご注意ください！

【事例】SNSを見ていたら、「1日10分で簡単に月100万円稼げる」という広告が流れてきた。すぐに会員登録し、ノウハウが書かれた情報商材を3,000円で購入。すると事業者から電話があり、「有料のサポートプランに入れば確実に稼げる」と言われ、60万円のサポートプランも契約した。ところがまったく稼げず、事業者とも連絡が取れなくなった。

【アドバイス】

- ・「簡単に稼げる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのうのみにしない。
- ・相手方に安易に個人情報を開示しない。
- ・資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合、それは詐欺の可能性が高いです。
- ・お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談しましょう。



【出張講座の講師を派遣します！】

「振り込め詐欺」や「悪質商法」などによる消費者被害を防止するために、消費生活相談員等の講師を派遣します。また、消費生活センター運営委員会委員による「寸劇」も行っています。その他、交通指導員による「交通安全講話」や、防犯パトロールアドバイザー（警察官OB）による「防犯に関する講話」なども行っています。団体や地域のグループ会議などでお集りの際に、ぜひご利用ください。

【対 象】 越谷市民の方(10人以上のグループでお申し込みください)

【費 用】 無料

【申込期限】 出張講座開催希望日の2週間前まで

【申込方法】 市民活動支援課窓口もしくは電子申請で申し込み



消費生活相談員による講話



消費生活センター運営委員会による寸劇

悪質商法、商品やサービスの契約トラブル、クーリング・オフ、商品の品質、安全性、多重債務の相談など
不安に思ったらすぐに 越谷市立消費生活センターへ
◎TEL：048-965-8886
◎受付：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9：30～12：00/13：00～15：30
※越谷市立消費生活センターは、越谷市役所本庁舎3階にあります。



あ と が き

今年度もいよいよ終わりを迎えようとしています。令和6年は正月の能登半島地震にはじまり、大水害、インフルエンザウイルスの流行などのニュースが駆け巡りました。そのような中で、消費生活センターでも普段の相談業務に加えて、消費者月間記念講演会や消費生活講座、出張講座などを主催して消費者被害防止に向けた様々な周知・啓発活動を行ってきました。

しかしながら、越谷市は令和6年中における警察署別の特殊詐欺被害件数が県内ワースト1(越谷警察署調べ・暫定値)となっています。近隣の人との顔をしっかりと絆ぎ、知らない人には近づかない、話をしない等、自身の安全を守るよう心掛け、また、講座や講演会等で最新の情報を手に入れながら、安心・安全な生活をしていきたいものです。 《消費生活センター運営委員 J・K》